

# 犯収法の施行令、施行規則の改正案について

## 本人確認等に係る犯罪収益移転防止法の2014年改正関連

金融調査部 主任研究員  
堀内勇世

### [要約]

- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」(以下、「改正法」)が2014年11月19日に成立し、同月27日に公布された。
- 改正法の施行に向けて、関連する政令等の改正案の公表が待たれていたが、2015年6月19日に公表された。
- この改正案には多くの重要な改正が含まれ、2016年10月1日の施行が目指されている。
- このレポートでは、関係する制度に触れつつ、政令等の改正案の概略を紹介する。

### ＜目次＞

I. 改正の動向	P. 2
II. 関連する政令等の改正案の概略	P. 4
1. 特定事業者、特定業務	P. 4
2. 取引時確認（いわゆる本人確認など）	P. 5
3. 確認記録の記録事項	P. 13
4. 取引記録等の作成義務等	P. 13
5. 疑わしい取引の届出	P. 14
6. 外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認	P. 16
7. 外国為替取引に係る通知義務	P. 17
8. 取引時確認等を的確に行うための措置	P. 17
9. 施行日	P. 20

## I. 改正の動向

マネー・ローンダリングの防止等を目的として、銀行などの事業者による顧客等の取引時確認（いわゆる本人確認など）、確認の記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の制度を定めた法律である、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法もしくは犯収法と呼ばれることもある。以下、「**犯罪収益移転防止法**」）に関連する法令の改正作業が進展している。

マネー・ローンダリング対策等における国際協力を推進する政府間会合である **FATF** (Financial Action Task Force：金融活動作業部会) の定める基準を日本は満たしていないとの指摘を受けており、2014年6月には日本に対してマネー・ローンダリング対策等の不備等に迅速に対応するよう促す声明がFATFより公表された。

このような動きの中、日本国内では、「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会報告書」（以下、「**報告書**」）<sup>(注1)</sup>が2014年7月17日に公表された。報告書は、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課の犯罪収益移転防止対策室（以下、「**JAFIC**」）のウェブサイトに掲載されている。

（注1） JAFICの以下のウェブサイト参照。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kondankai/kondankai.htm>

そして、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「**改正法**」）<sup>(注2)</sup>が2014年11月19日に成立し、同月27日に公布された。なおこの改正法の大部分の施行は、公布の日（2014年11月27日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日からとされている（なおこの施行日を定める政令は現段階では公表されていない）。

（注2） JAFICの以下のウェブサイト参照。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/hotop.htm>

また、以下のレポートも参照。

・「本人確認等に係る犯収法の2014年改正」（2015年1月15日、堀内勇世）

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150115\\_009341.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150115_009341.html)

改正法の施行に向けて、関連する政令等の改正案の公表が待たれていた。そうした中、2015年6月19日に「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」（以下、「**整備令案**」）及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（仮称）」（以下、「**改正命令案**」）の概要など、つまり関連する政令等の改正案が公表され、この関連する政令等の改正案に対する意見が募集された（意見募集は2015年7月18日まで）<sup>(注3)</sup>。

(注 3) J A F I C の以下のウェブサイトの、2015 年 6 月 19 日公表の「『犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案』等に対する意見の募集について」を参照。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

以下においては、関連する政令等の改正案の概略を紹介する。その際、次の通り、略称を用いることとする。

<b>新法</b>	改正法による改正後の「犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）」
<b>旧法</b>	改正法による改正前の「犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）」
<b>新令</b>	整備令案による改正後の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」
<b>旧令</b>	整備令案による改正前の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」
<b>新規則</b>	改正命令案による改正後の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」
<b>旧規則</b>	改正命令案による改正前の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」

なお、関連する政令等の改正案の公表と同時に、新法 3 条 3 項の「**犯罪収益移転危険度調査書**」<sup>(注 4)</sup> の案である「犯罪収益移転危険度調査書(案)」が公表され、この案に対する意見が募集された（意見募集は 2015 年 7 月 18 日まで）。

(注 4) 新法 3 条 3 項では、国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者（後記「II 1」参照）その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成し、公表するとされている。なお、この新法 3 条 3 項は、公布の日（2014 年 11 月 27 日）から施行されている。

「犯罪収益移転危険度調査書(案)」については、J A F I C の以下のウェブサイトの、2015 年 6 月 19 日公表の「『犯罪収益移転危険度調査書（案）』に対する意見の募集について」を参照。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

## II. 関連する政令等の改正案の概略

関連する政令等の改正案の概略、つまり新令、新規則に関する改正提案の概略を以下に紹介する。紹介するに当たり、提案され改正部分だけを紹介してもわかりにくいので、関係する制度を含めて紹介する。

また、この新令、新規則に関する改正提案には、報告書の掲げた方向性に対応したと思われる部分が多く存在する。そこで報告書が関連すると思われる箇所については、報告書の内容にも触れる<sup>(注5)</sup>。

(注5) 報告書14~15ページで取り上げられている「(4) リスクベース・アプローチ」に関しては、今回の改正提案全体に取り入れられていると思われる。それゆえ、以下において個別に、取り上げていない。

犯罪収益移転防止法に関わる義務は、多くの種類の事業者を対象としており、各事業者により微妙な差も存在する。そこで、以下においては、原則として、銀行が自然人（個人）である顧客等<sup>(注6)</sup>と取引する場合を念頭に説明をしていく。ただし、顧客等が法人である場合などについての改正の提案もあるので、その部分についても必要に応じて触ることにする。

(注6) 「顧客等」という用語は、新法2条3項で定義されている。以下においては、この用語を用いることにする。ただし条文との関係を考慮して、あえて「顧客」と表記した箇所も存在する。

以下において参照条文を掲げる場合には、原則として新法、新令、新規則を掲げる。ただし、現行の状況に係る部分などにおいては旧法なども掲げている。

### 1. 特定事業者、特定業務

犯罪収益移転防止法では、取引時確認（いわゆる本人確認など）などの義務を課される事業者を「**特定事業者**」<sup>(注7)</sup>と呼び、銀行、保険会社、金融商品取引業者（証券会社等）などが含まれている（新法2条2項、4条1項、9条1項等参照）。また、義務の対象となる業務が「**特定業務**」<sup>(注8)</sup>として規定されている（新法4条1項等参照）。

(注7) 「特定事業者」という用語は、新法の中でも、条文などにより少しづつ違う意味で使われていることがあるので注意が必要である。なお、このレポートでは、特定事業者が異なる意味で使われている場合も、原則として注などは付けていない。

(注8) 後記「2 (1)」の通り、取引時確認（いわゆる本人確認など）のように更に義務の対象となる範囲が限定されている場合もある。

なお、特定事業者ごとに課される義務が少々異なっているので注意が必要である。例えば、銀行の場合、新法の下では次のような義務が課されている（後記「2」～「8」参照）。

取引時確認（新法 4 条等参照）
確認記録の作成義務等（新法 6 条等参照）
取引記録等の作成義務等（新法 7 条等参照）
疑わしい取引の届出等（新法 8 条等参照）
外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認（新法 9 条等参照）
外国為替取引に係る通知義務（新法 10 条等参照）
取引時確認等を的確に行うための措置（新法 11 条等参照）

## 2. 取引時確認（いわゆる本人確認など）

### （1）取引時確認、特定取引など

銀行などの特定事業者が顧客等と一定の取引を行う際には、顧客等の**本人特定事項**（氏名、住居など）、取引を行う目的などの事項を確認しなければならないとされている（新法 4 条等参照）。この確認を「**取引時確認**」と呼んでいる（新法 4 条 6 項等参照）。なお、取引時確認が必要となるのは、特定業務のうちの一定の取引とされている。この取引を「**特定取引等**」と呼んでいる（新法 4 条 4 項等参照）。

特定取引等に含まれる「**特定取引**」に関して、次の 1) ～3) の改正が提案されている（新法 4 条 1 項、別表等参照）。

#### 1) 簡素な顧客管理を行うことが許容される取引

現行では、「犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引」（マネー・ローンダリングのリスクがない取引）を定め、これに該当する場合に取引時確認を行わないとしている（旧令 7 条、旧規則 4 条等参照）。これに対して F A T F から、完全な除外は例外的な場合に限られるべきこと、及び、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引を定める際には国によるリスク評価が前提であることが指摘されていた（報告書 12～13 ページ参照）。

そこで、特定取引から除外されている現行の「犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引」を、新法 3 条 3 項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」<sup>(注9)</sup> として再構成することが提案されている（新令 7 条、新規則 4 条等参照）。

(注 9) 条文を見る限り、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」は原則として取引時確認が必要な特定取引から除外されることになりそうである（原則としたのは、後記「2」）の「疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するもの」に該当することも、少なくとも理論上はあり得ると思われるからである。「注 12」参照）。

「簡素な顧客管理」とあるのだが、どのような顧客管理を行うことになるのかについては新令、新規則からはよくわからなかつた。どのような顧客管理を行うかについては、事業者の判断に委ねられるのだろうか。今後公表されるはずの意見の募集結果に何かしらかの手がかりがあるかもしれない、注目したい。なお、「注 1」の J A F I C のウェブサイトに掲載されている「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会（H 2 6. 7 報告）」の第 3 回の資料の 17 枚目も参照。

「犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引」を「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に再構成するに当たり、「犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引」として定められていたものに加え、電気、ガス又は水道水の料金の支払に係るものなどを新たに加えることなども提案されている（新規則 4 条 1 項 7 号ハ等参照）。

## 2) 疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するもの

現行でも一定の取引、顧客等をリスクの高いものと定め、資産・収入の確認を含めた厳格な取引時確認を求めており（旧法 4 条 2 項、新法 4 条 2 項等参照）。しかし、F A T F からは、掲げられている類型が限定に過ぎるなどと指摘されていた（報告書 11～12 ページ参照）。

そこで、報告書では、F A T F から資産・収入の確認を含めた厳格な取引時確認を明示的に求められているのは P E P s<sup>(注 10)</sup> のみであるとした上で、資産・収入の確認を含めた厳格な取引時確認を求める対象とは別に、新たに厳格な顧客管理措置の対象となる高リスク取引を定めるという案を提示している（報告書 11～12 ページ参照）。

(注 10) P E P s については、後記「(5)」を参照。

これらを考慮の上、新たな類型として「疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するもの」<sup>(注 11)</sup> を設け、これに該当する取引を特定取引に追加することを提案している（新令 7 条等参照）<sup>(注 12)</sup>。「疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するもの」として、より具体的には、「疑わしい取引」<sup>(注 13)</sup> と「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」が提案されている。（新規則 5 条等参照）。

(注 11) 「疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するもの」という新たな類型については、既に取引時確認を行っている顧客等との取引であつても、再度の取引時確認が求められる取引として追加することなども提案されているので注意が必要である（後記「(6)」参照）。

(注 12) 新令 7 条 1 項を読むと、概ね、特定取引とは、同項各号で定める取引から「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」を除いたもの（以下、対象取引）、及び、対象取引以外の取引で、「疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するもの」であると定めていると読める。この場合の「疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するもの」の類型には、「対象取引以外の取引で」との修飾語がついていることに注意が必要ではないかと思われる。なお、新法 4 条 1 項等を併せ考えれば、対象取引以外の取引で、「疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するもの」に含まれる取引も、特定業務に含まれることになるとは思われる。今後公表されるはずの意見の募集結果に何かしらかの手がかりがあるかもしれませんので、注目したい。

(注 13) この場合の「疑わしい取引」とは、「取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう」ものとされている（新令 7 条、新規則 5 条等参照）。

この特定取引に新たな類型の取引を加える提案には、次の問題意識も影響している。「疑わしい取引の届出の対象となる取引は、取引時確認が行われる特定取引等に限られるものではなく、取引時確認の対象となっていない取引についても、特定業務に係る取引であれば特定取引等と同様に、当該取引の態様その他の事情を勘案して犯罪による収益の移転の疑いがあると認められる場合には、届出の義務が発生する。このように、現行、取引時確認の対象となっていない取引が、疑わしい取引であると認められる場合、その届出を行う義務のみが課されているため、当該取引を行った者の本人特定事項等が不明となり、事後的な資金トレースを行うことができなくなる場合がある。」<sup>(注 14)</sup> という問題意識である。

(注 14) 国家公安委員会・警察庁の「規制の事前評価書 特定事業者が取引時確認を行わなければならない取引の追加」の「4 (1)」より引用。「注 3」参照。

### 3) 関連する複数の取引

現行、「ごく短期間に同種の取引が多数行われた場合等で、それらの取引全体が実質的に 1 つの取引と認められることもある」との解釈の下、そのような取り扱いが行われてきているが、FATF からは法令で定めるべきとの指摘を受けていた（報告書 4~5 ページ参照）。

そこで、銀行などの特定事業者が同一の顧客等との間で 2 つ以上の取引を同時に又は連続して行う場合において、当該 2 つ以上の取引が 1 回当たりの取引の金額を減少させるために 1 つの取引を分割したものであることが一見して明らかなものであるときは、当該 2 つ以上の取引

を 1 つの取引とみなして、特定取引に該当するか否かを判定するということを、法令で明確に定めることが提案されている（新令 7 条 3 項等参照）。

なお、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」についても同様の提案がされている（新規則 4 条 2 項等参照）。

## （2）本人確認書類と確認の方法

顧客等の本人特定事項の確認の際に使われる公的証明書を、「**本人確認書類**」と呼んでいる（新規則 6 条 1 項 1 号イ、7 条等参照）。

マイナンバーの導入に伴い、「個人番号カード」を本人確認書類とする改正が提案されている（新規則 7 条等参照）<sup>（注 15）</sup>。

（注 15）本人確認書類から「住民基本台帳カード」を除外することも提案されている。マイナンバーの導入に伴い、住民基本台帳カードが漸次なくなることが予定されているからである。漸次なくなるので、この点につき経過措置が提案されている。

なおマイナンバーについては、以下のウェブサイトに掲載されている「なるほど金融 なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から」を参照。

<http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/>

確認の方法に関しては、自然人（個人）の顧客等の「顔写真のない本人確認書類」全般について、追加的な確認措置を必要とすることが提案されている。より具体的には、健康保険証や年金手帳等の顔写真のない本人確認書類の提示を受けることにより顧客等の本人特定事項を確認する場合には、「顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する」などの追加的な確認措置を講じなければならないとすることが提案されている（新規則 6 条等参照）。これは報告書（同 5~6 ページ参照）でも案として提示されていた事項である。

## （3）取引の任に当たっている自然人（個人）についての確認

顧客等が法人である場合、例えば、従業員が法人を代理して取引を行うことがある。現行でも、この法人を代理する従業員などの取引の任に当たっている自然人（個人）<sup>（注 16）</sup>についても、本人特定事項の確認をすることとされている（旧法 4 条 4 項、新法 4 条 4 項等参照）。その際、委任状などにより、顧客等のために取引の任に当たっていることも確認しなければならない（旧規則 11 条 4 項、新規則 12 条 4 項等参照）。その顧客等のために取引の任に当たっていることの確認の方法として、現行では、取引の任に当たっている自然人（個人）が、その顧客等が発行

した身分証明書（例えば、社員証）などを有している場合が認められている（旧規則 11 条 4 項 2 号ロ等参照）。

（注 16）取引の任に当たっている自然人（個人）は、「代表者等」と呼ばれることがある（旧法 4 条 6 項、新法 4 条 6 項等参照）。

その顧客等が発行した身分証明書（例えば、社員証）などを有している場合が認められる点につき、FATF からは不適当であるとの指摘を受けていた（報告書 6~7 ページ参照）。

そこで、その顧客等のために取引の任に当たっていることの確認の方法から、その顧客等が発行した身分証明書（例えば、社員証）などを有している場合を削除すること（つまり社員証などは確認の方法として認められなくすること）が提案されている（新規則 12 条 4 項 2 号等参照）。

また、現行では、その顧客等のために取引の任に当たっていることの確認の方法として、「当該顧客等の役員として登記されている」場合が定められている（旧規則 11 条 4 項 2 号ハ等参照）が、役員全般から代表者（代表する権限を有する役員）だけに範囲を限定して、これを「当該法人を代表する権限を有する役員として登記されている」場合へと変更することも提案されている（新規則 12 条 4 項 2 号ロ等参照）。

#### （4）実質的支配者

顧客等が法人である場合、取引時確認において「**実質的支配者**」の本人特定事項の確認も必要とされている（旧法 4 条 1 項 4 号、新法 4 条 1 項 4 号、旧規則 10 条 2 項、新規則 11 条 2 項等参照）。

このときの実質的支配者の範囲を変更することが提案されている（新規則 11 条 2 項等参照）。実質的支配者については自然人（個人）まで遡って確認すべきとの、FATF からの指摘を受けたものと思われる（報告書 7~8 ページ参照）。

より具体的には、実質的支配者は、次に掲げる法人の区分（以下の表の「甲欄」）に応じ、それぞれ次の者（以下の表の「乙欄」）とすることが提案されている（新規則 11 条 2 項等参照）。

	甲欄	乙欄
a	資本多数決法人のうち、「その議決権の総数の 4 分の 1 を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人」があるもの	当該自然人
b	a 以外の資本多数決法人のうち、「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人」があるもの	当該自然人

c	資本多数決法人以外の法人のうち、「当該法人の事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の 4 分の 1 を超える収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人」又は「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有していると認められる自然人」があるもの	当該自然人
d	a から c までの自然人がいない法人	当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

この表中の「**資本多数決法人**」とは、概ね、その法人の議決権が当該議決権に係る株式の保有数又は当該株式の総数に対する当該株式の保有数の割合に応じて与えられる法人のことである（新規則 11 条 2 項 1 号参照）。一般の株式会社などがその典型といえる。

表中の「a」に関連して、当該自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の 4 分の 1 を超える議決権を直接又は間接に有するかどうかの判定に関して定めた新規則 11 条 3 項の新設が提案されている。新規則 11 条 3 項では、当該自然人が有する議決権に、当該自然人の支配法人が有する議決権を加えて判定する旨が定められている。このときの「**支配法人**」は、「当該自然人がその議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。」（新規則 11 条 3 項 2 号）とされている。

この新規則 11 条 3 項によれば、個人的には次の通り考えることになるのではないかと思っている。

例えば、顧客等が X 株式会社であるとき、自然人 A、A がその議決権を 60% 保有する B 株式会社、B がその議決権を 60% 保有する C 株式会社が存在し、X の議決権を A が 10%、B が 10%、C が 10% 保有している場合、A が X の議決権を 30% 保有しているのと同視され、A は X の議決権を 4 分の 1 (25%) を超えて直接又は間接に有すると判断されることになるといった具合である。

なお、実質的支配者の本人特定事項の確認の方法について規定する新規則 11 条 1 項（旧規則 10 条 1 項）については、特段の変更は提案されていない<sup>(注 17)</sup>。

(注 17) 新法 4 条 2 項に基づき資産・収入の確認を含めた厳格な取引時確認が必要となる取引に該当する場合の、実質的支配者に関する確認の方法につき改正が提案されているので注意。新規則 14 条 3 項、旧規則 13 条 3 項参照。

実質的支配者の本人特定事項の確認については、経過措置が提案されている。その内容は複

難であるが、大まかに次の通りまとめられると考える。

特定事業者が、施行日前に取引時確認を行っている顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引（これに準ずる一定のものを含む）については、新法4条3項の規定（一定の条件を満たした、既に取引時確認を行っている顧客等との取引については、再度の取引時確認はしなくてよいとしている規定）にかかわらず、一定の例外の場合を除き、新法4条1項第4号に掲げる事項（実質的支配者の本人特定事項）の確認を行わなければならないとすることが提案されている。

## (5) P E P s (Politically Exposed Persons)

FATFから、事業者は顧客等がP E P sに該当するか否かを判断し、該当する場合には資産・収入の確認を含む厳格な顧客管理措置を講じることが求められ、また法令でその旨を定めることが要求されていた（報告書9ページ参照）。なおこの場合の「P E P s」とは、外国の国家元首、高位の政治家、政府高官、裁判官、軍当局などを指していた。

この要求に対応すべく、新法4条2項に基づく資産・収入の確認を含めた厳格な取引時確認が必要となる取引として掲げられている、同項3号の「厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引」として、次に掲げる顧客等との間で行う特定取引を定めることが提案されている（新令12条等参照）。

(ア)	外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この「主務省令」に当たるのが、新規則15条である。そこでは、外国において次の職にある者が提案されている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>a 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職</li> <li>b 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職</li> <li>c 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職</li> <li>d 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職</li> <li>e 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職</li> <li>f 中央銀行の役員</li> <li>g 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員</li> </ul> </li> </ul>

(イ)	(ア)に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この(イ)において同じ）、父母、子及び兄弟姉妹、これらの者以外の配偶者の父母及び子をいう）
(ウ)	<p>法人であって、(ア)又は(イ)に掲げる者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者であるもの</p> <p>・この「主務省令」に当たるのが、新規則 11 条 2 項である。それは実質的支配者の範囲に関するものである（前記「(4)」参照）。よって、「(ア)又は(イ)に掲げる者が実質的支配者として存在している法人」ということになると思われる。</p>

## (6) 既に取引時確認を行っている顧客等

FATF から、既に取引時確認を行っている顧客等について、重要性及びリスクに応じて顧客管理を行うことなどが求められ、一層充実させることが要求されていた（報告書 13～14 ページ参照）。

この要求に対応すべく、改正が提案されている。

一定の条件を満たした、既に取引時確認を行っている顧客等との取引については、再度の取引時確認はしなくてもよいとした上で、「例外（別の言い方をすれば、既に取引時確認を行っている顧客等との取引であっても、再度の取引時確認が求められる場合）」が定められている（旧法 4 条 3 項、新法 4 条 3 項、旧令 13 条 2 項、新令 13 条 2 項等参照）。この例外を拡大することが提案されている（新令 13 条 2 項等参照）。

より具体的には、現行と比較すると、「疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するもの」、つまり「疑わしい取引」及び「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」<sup>(注 18)</sup> を例外に加えることが提案されている。その結果、より詳しく言えば、銀行などの当該特定事業者が、その顧客等が既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引が、以下の取引である場合を、例外とすることが提案されている（新令 13 条 2 項、新規則 17 条等参照）。

○取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引
○当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む）との間で行う取引
○疑わしい取引
○同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

(注 18) この場合の「疑わしい取引」は新規則 5 条 1 号により同号の「疑わしい取

引」と同じものとなる（「注 13」参照）。また、条文を素直に見る限り、この場合の「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」も新規則 5 条 2 号の「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」と同じものと考えてよいのではないかと思われる（同じ表現でも、条文の趣旨などによって微妙に異なる意味であることもあり得るので、あえて注記している）。

### 3. 確認記録の記録事項

銀行などの特定事業者が取引時確認を行った場合、直ちに「**確認記録**」を作成し、保存しなければならない（旧法 6 条、新法 6 条等参照）。この確認記録の記録事項につき、例えば、次の 2 つの改正が提案されている。

一つめは、前記「2 (4)」の改正提案に併せて、実質的支配者に係る確認記録の記録事項の変更が提案されている（旧規則 20 条 1 項 18 号・19 号、新規則 20 条 1 項 18 号等参照）。「実質的支配者の本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係並びにその確認を行った方法」を、確認記録の記録事項とすることを提案している（新規則 20 条 1 項 18 号等参照）。

二つめは、前記「2 (5)」の改正提案に併せて、顧客等が「外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者」など（前記「2 (5)」の（ア）～（ウ））に該当する場合には、その旨、及び、該当すると認めた理由を、確認記録の記録事項とすることを提案している（新規則 20 条 1 項 22 号等参照）。

### 4. 取引記録等の作成義務等

銀行などの特定事業者は、特定業務に係る取引を行った場合など、直ちに、その取引などに関する記録を作成し、保存しなければならない（旧法 7 条、新法 7 条等参照）。なお、この記録を「**取引記録等**」と呼んでいる。

新令、新規則を見る限り、取引記録等に関して、直接的な大きな改正提案はないようである（新規則 22 条～24 条等参照）。

## 5. 疑わしい取引の届出

銀行などの特定事業者は、特定業務に係る取引について、その取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いなどがあるかどうかを判断し、疑いがあると認められる場合には、行政庁<sup>(注19)</sup>に届出をしなければならない（旧法8条、新法8条等参照）。この届出を一般に「**疑わしい取引の届出**」と呼ぶ<sup>(注20)</sup>。

(注 19) 事業者ごとに届出する行政庁（官庁）の窓口が定められている。例えば、現行では、銀行は金融庁監督局総務課特定金融情報第2係とされている。金融庁の以下のウェブサイト参照。

<http://www.fsa.go.jp/str/tetuzuki/index.html>

(注 20) 条文上、「疑わしい取引の届出」の中の「疑わしい取引」の部分については単独の用語として定義していないので、注意が一応必要であろう（新法8条等参照）。

現行では、この疑わしい取引に該当するか否かの判断方法については、参考事例がガイドラインで例示されている場合<sup>(注21)</sup>もあるが、旧法そのものには「取引時確認の結果その他の事情を勘案して」とのみ規定されているだけである（旧法8条1項参照）。これでは不十分として改正作業が進められ、新法では、銀行などの特定事業者は、取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、「主務省令で定める項目」にしたがって当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の「主務省令で定める方法」により、疑わしい取引であるかどうかを判断しなければならない旨が、規定されている（新法8条2項等参照）。

(注 21) 例えば、金融庁の以下のウェブサイトに掲載されている「疑わしい取引の参考事例」がある。

<http://www.fsa.go.jp/str/jirei/index.html>

新法を受けて、「**主務省令で定める項目**」については新規則26条を、「**主務省令で定める方法**」については新規則27条を新設することが提案されている（図表1参照。「主務省令で定める項目」が図表1の「ア(ア)」に、「主務省令で定める方法」が図表1の「ア(イ)」に相当する）。

**図表1 疑わしい取引の届出関係**

ア 疑わしい取引の届出に関する判断の方法関係

(ア) 新法第8条第2項に規定する主務省令で定める項目（新規則第26条関係）

特定事業者が新法第8条第2項により顧客等との間で行う特定業務に係る取引に疑わしい点があるかどうかを確認するに当たって確認しなければならない項目は、次に掲げる

項目とする。

- a 当該取引の態様と当該特定事業者が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較
- b 当該取引の態様と当該特定事業者が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様との比較
- c 当該取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他当該特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性

(イ) 新法第8条第2項に規定する主務省令で定める方法（新規則第27条関係）

新法第8条第2項により、特定事業者が顧客等との間で行う特定業務に係る取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法は、次に掲げる取引の区分に応じ、それぞれの方法とする。

- a 特定業務に係る取引（b及びcの取引を除く。）
  - (ア)の項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法
  - b 既存顧客との間で行った特定業務に係る取引（cの取引を除く。）

当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る取引記録等の情報を精査し、かつ、(ア)の項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

c 特定業務に係る取引のうち、新法第4条第2項前段に規定するもの若しくは(2)アに掲げるもの又はこれら以外のもので犯罪収益移転危険度調査書において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの

a の方法（既存顧客との間で行った取引にあってはbの方法）及び顧客等又は代表者等に対する質問その他の必要な調査を行った上で、新法第11条第3号の規定により選任した者（以下「統括管理者」という。）又はこれに相当する者に当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法

(注1)「(イ)c」の文中の「(2)アに掲げるもの」とは、新規則5条の「疑わしい取引」と「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」のことである。

(注2)「(イ)c」の第一段落には、例えば、「犯罪収益移転危険度調査書（案）」（<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm> 参照）の51ページに掲げられたイラン及び北朝鮮などに居住し若しくは所在する顧客等との間の取引などが含まれることになると思われる。

(出所) 2015年6月19日公表の警察庁作成資料、「『犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案』等に対する意見の募集について」（<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm> 参照）の意見募集要領より引用

## 6. 外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認

新法では新たに、以下の義務が追加されている（新法 9 条等参照）。

銀行などの特定事業者は、**外国所在為替取引業者**（外国に所在して業として為替取引を行う者）との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約（いわゆるコルレス契約）を締結するに際しては、「主務省令で定める方法」により、当該外国所在為替取引業者について、「取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準」に適合する体制を整備していることなどの確認を行わなければならないとされている。

この中の「**取引時確認等相当措置**」とは、新法 4 条、6 条、7 条、8 条の規定による措置に相当する措置のことである。つまり取引時確認、確認記録の作成義務等、取引記録等の作成義務等、疑わしい取引の届出等に相当する措置のことである。

新法を受けて、「主務省令で定める方法」については新規則 28 条を、「取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準」については新規則 29 条を新設することが提案されている（図表 2 参照）。

**図表 2 外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認関係**

### イ 外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認関係

#### (ア) 外国所在為替取引業者との契約締結に際して行う確認の方法（新規則第 28 条関係）

新法第 9 条の特定事業者が外国所在為替取引業者との契約締結に際して行う確認の方法は、次のいずれかの方法とする。

a 外国所在為替取引業者から申告を受ける方法

b 外国所在為替取引業者又は新法第 22 条第 1 項及び第 2 項に規定する行政庁に相当する外国の機関によりインターネットを利用して公衆の閲覧に供されている当該外国所在為替取引業者に係る情報を閲覧して確認する方法

#### (イ) 取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準（新規則第 29 条関係）

新法第 9 条第 1 号の取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準は、次のいずれかとする。

a 外国所在為替取引業者が、取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な営業所その他の施設及び取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在為替取引業者の所在する国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、新法第 15 条から第 18 条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該国の機関の適切な監督を受けている状態にあること。

b　外国所在為替取引業者が、当該施設及び当該統括管理する者を当該国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、新法第15条から第18条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該外国の機関の適切な監督を受けている状態にあること。

(出所) 2015年6月19日公表の警察庁作成資料、「『犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案』等に対する意見の募集について」( <http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm> 参照) の意見募集要領より引用

## 7. 外国為替取引に係る通知義務

銀行などの特定事業者は、顧客と日本から外国へ向けた支払に係る為替取引を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならないとされている（旧法9条、新法10条等参照）。

新令、新規則を見る限り、取引記録等に関して、直接的な大きな改正提案はないようである（新規則30条、31条等参照）。

## 8. 取引時確認等を的確に行うための措置

銀行などの特定事業者が行う体制整備等の努力義務が拡充されている（新法11条等参照）。特定事業者は、取引時確認等の措置を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、一定の措置を講ずるように努めなければならないとされている。一定の措置として具体的には、もともと「使用人に対する教育訓練の実施」が掲げられていたが、新法では次の3つが追加されている。

①取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成
②取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任
③その他犯罪収益移転防止法3条3項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講すべきものとして主務省令で定める措置

この③の「主務省令で定める措置」が提案されている（新規則32条等参照）。大まかに、(ア)全体的に求められる措置（新規則32条1項等参照）、(イ) 例えば外国に特定業務を営む100%子

会社や営業所がある場合の措置（新規則 32 条 2 項等参照）、(ア) 外国所在為替取引業者と契約を締結して取引を行う場合の措置（新規則 32 条 4 項等参照）が提案されている（注 22）（注 23）（図表 3 参照）。

（注 22）(ア) (イ) (ウ) の措置が努力義務とされている特定事業者の範囲が異なることに注意。

(ア)の場合、新法 2 条 2 項の掲げる特定事業者から弁護士等を除いたもの（銀行、保険会社、証券会社、信託会社、貸金業者、宅地建物取引業者、監査法人など）を対象としている。新法 4 条、11 条等参照。

(イ)の場合、新法 2 条 2 項の掲げる特定事業者から弁護士等、宅地建物取引業者、監査法人などを除いたもの（銀行、保険会社、証券会社、信託会社、貸金業者など）を対象としている。新規則 32 条 2 項等参照。

(ウ)の場合、新法 2 条 2 項の掲げる特定事業者から弁護士等、宅地建物取引業者、監査法人、保険会社、証券会社、信託会社、貸金業者などを除いた「特定金融機関」（銀行など）を対象としている。新規則 4 条 1 項 7 号へ、32 条 4 項等参照。

（注 23）新規則 32 条 2 項は、外国において特定業務に相当する業務を営む外国会社の議決権の総数の 2 分の 1 を超える議決権を直接若しくは間接に有し、又は外国において営業所を有する場合であって、当該外国の法令に規定する取引時確認等の措置に相当する措置が取引時確認等の措置より緩やかである場合の措置を規定している。そして議決権の総数の 2 分の 1 を超える議決権を直接若しくは間接に有するかどうかの判定に關係する事項を、新規則 32 条 3 項が規定している。

なお、この提案の中には、報告書 9~10 ページで取り上げられている「ア 繼続的な取引における顧客管理」に対する対応も含まれているのではないかと思われる。

現行では疑わしい取引の届出を義務付け、事実上継続的顧客管理（継続的に取引を監視・精査することなど）を求めていた（旧法 8 条等参照）が、FATF からは継続的顧客管理をより直接的に法令で明記することが要求されていた。それに対し報告書は、法令で明記するべきではあるが、「すべての取引について一律の規定を置くのではなく、リスクベース・アプローチの考え方を踏まえてマネー・ローンダリングの危険性に応じた措置が講じられるものとすることが適當」との考え方を示している。これが、この部分（「8. 取引時確認等を的確に行うための措置」）の提案にも反映されているのではないかと考える。

### 図表3 取引時確認等を的確に行うための措置関係

#### ウ 取引時確認等を的確に行うための措置関係

新法第11条第4号の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべき措置は、次に掲げる措置とする。

- (ア) 新法第2条第2項第42号に掲げる特定事業者以外の特定事業者が講ずべき措置（新規則第32条第1項関係）
  - a 自らが行う取引（新たな技術を活用して行う取引等を含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。
  - b 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。
  - c 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること。
  - d ア(イ)cの取引を行うに際して、当該取引の任に当たっている職員に当該取引を行うことについて統括管理者の承認を受けさせること。
  - e ア(イ)cの取引について、情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。
  - f 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置を講ずること。
  - g 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。
- (イ) 新法第2条第2項第1号から第38号までに掲げる特定事業者（国内に本店又は主たる営業所若しくは事業所を有するものに限る。）が講ずべき措置（新規則第32条第2項関係）
  - 当該特定事業者が外国において新法第4条第1項に規定する特定業務に相当する業務を営む外国会社の議決権の総数の2分の1を超える議決権を直接若しくは間接に有し、又は外国において営業所（以下「外国所在営業所」という。）を有する場合であって、当該外国の法令に規定する取引時確認等の措置に相当する措置が取引時確認等の措置より緩やかであるときには、(ア)のほか、次に掲げる措置とする。
  - a 外国会社及び外国所在営業所における犯罪による収益の移転防止に必要な注意を払うとともに、当該外国の法令に違反しない限りにおいて、外国会社及び外国所在営業所による取引時確認等の措置に準じた措置の実施を確保すること。

- b 当該外国において、取引時確認等の措置に準じた措置を講ずることが当該外国の法令により禁止されているため当該措置を講ずることができないときには、その旨を行政庁に通知すること。
- (イ) 新法第2条第2項第1号から第15号まで及び第30号に掲げる特定事業者（以下「特定金融機関」という。）が講ずべき措置（新規則第32条第4項関係）
 

特定金融機関が外国所在為替取引業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合にあっては、(ア)のほか、次に掲げる措置とする。

  - a 外国所在為替取引業者における犯罪による収益の移転防止に係る体制整備の状況、外国所在為替取引業者の営業の実態及び外国の機関が当該外国所在為替取引業者に対して行う監督の実態について情報を収集すること。
  - b aにより収集した情報に基づき、当該外国所在為替取引業者の犯罪による収益の移転防止に係る体制を評価すること。
  - c 統括管理者又は統括管理者が指定する者の承認その他の契約の締結に係る審査の手順を定めた規程を作成すること。
  - d 特定金融機関が行う取引時確認等の措置及び外国所在為替取引業者が行う取引時確認等相当措置の実施に係る責任に関する事項を文書その他の方法により明確にすること。

(注) 「(ア) d・e」の文中の「ア(イ) cの取引」とは図表1の「ア(イ) c」の取引のことである。

(出所) 2015年6月19日公表の警察庁作成資料、「『犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案』等に対する意見の募集について」（<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm> 参照）の意見募集要領より引用

## 9. 施行日

新令、新規則の施行日については、原則として、2016年10月1日とすることが提案されている。

なお、新法の原則的な施行日（別の言い方をすれば、改正法の原則的な施行日）については直接的には提案されていないが、新令、新規則には、新法（の改正部分）に関わるものも含まれている以上、新法の原則的な施行日も、2016年10月1日とすることを目指していると考えられる<sup>(注24)</sup>。

(注24) 前記の通り、改正法の大部分の施行は、公布の日（2014年11月27日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日からとされており、この施行日を定める政令は現段階では公表されていない。